

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う
定期調査・検査の報告期限の猶予について

静岡県くらし・環境部建築住宅局
建築安全推進課建築確認検査室

新型コロナウイルス感染症対策における定期調査・検査の報告期限の猶予等に係る国からの協力依頼を受け、所定の期限までの報告や調査等の実施が困難である現状を鑑み、下記のとおり建築基準法第12条第1項及び第3項の規定に基づく特定建築物及び特定建築設備等の定期報告の令和3年報告分に係る報告期限を猶予することとしました。

記

1. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う報告期限の猶予

特定建築物・特定建築設備等（昇降機・遊戯施設を除く。）の報告期間は8月1日から11月30日までと定めていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により期間中に報告ができない場合には、猶予期間を「調査・検査が可能になるまで」とし、報告期間を過ぎても報告書を受け付けますので、報告期限を過ぎる場合には、事前に所管の土木事務所等（裏面参照）へご連絡ください。また、調査・検査が可能になったら、速やかに報告してください。

2. その他

- (1) 報告期限の猶予は新型コロナウイルス感染症の影響に伴う措置であり、定期報告の義務を免除するものではありません。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により調査・検査が行えない期間についても建築物等の適切な維持保全を心掛けてください。
- (3) 報告期限を過ぎる旨の連絡が無く、報告が遅れた方に対しては、督促のお知らせをする場合があります。

問い合わせ先

建築物 所在地	所管土木事務所 等	問い合わせ先 (電話番号)
下田市、東伊豆町、河津町、 南伊豆町、松崎町、西伊豆 町	下田土木事務所 都市計画課	0558-24-2109
熱海市、伊東市	熱海土木事務所 都市計画課	0557-82-9191
三島市、御殿場市、裾野市、 伊豆市、伊豆の国市、函南 町、清水町、長泉町、小山 町	沼津土木事務所 建築住宅課	055-920-2224
島田市、藤枝市、牧之原市、 吉田町、川根本町	島田土木事務所 建築住宅課	0547-37-5273
磐田市、掛川市、袋井市、 御前崎市、菊川市、森町	袋井土木事務所 建築住宅課	0538-42-3294
湖西市	浜松土木事務所 建築住宅課	053-458-7283
上記の複数の市町に所有 (管理) している建築物が ある場合	建築安全推進課 建築確認検査班	054-221-2819